

「資料」

地方公営企業会計制度の見直しに関する意見交換 (概要)

日本水道協会経営調査専門委員会

平成21年12月に総務省から「地方公営企業会計制度等研究会報告書」が公表された。

新会計基準の移行にあたっては、経営に大きな影響が及んだり、煩雑な事務作業が発生することが予想される。第91回経営調査専門委員会（平成22年9月8日開催）では、移行に関する具体的なスケジュールが示されていない状況において、まずは、各事業体でどのような点を課題として考えているか、事前に調査票による回答を集計の上、意見交換を行った。

論点としては、以下のとおり大きく4つに分類された。

- 経営上に大きな影響がある見直し内容
 - ・ 「補助金等により取得した固定資産の償却制度等」について、補助金を長期前受金として計上し収益化していくことの影響
 - ・ 退職給付引当金の計上による財政収支の悪化 など
- 具体的な取扱いの明示が待たれる内容
 - ・ 「補助金等により取得した固定資産の償却制度等」の、既取得資産に関する移行処理について
 - ・ 減損会計
 - ・ セグメント情報の開示 など
- 関係部署等との調整が必要な内容
 - ・ 「一般会計等との経費負担の原則」及び「資本の維持造成に関する事項」の条例化に関する、同一地方公共団体の他の公営事業、一般会計、議会等との調整 など
- その他、システム改修など予算措置が必要な内容

意見交換の結果、今回の見直しによる水道事業への影響は大きい上に、まだ具体的な取扱いが明示されていない内容も多く、水道事業体にとって

非常に大きな課題であることを確認した。

今後、動向を見ながら、適宜、意見交換や検討の場として当委員会を開催するなど、この問題について委員会として継続的に関わっていくこととした。

なお、意見交換の概要等は以下のとおり。

1. 「地方公営企業会計制度等研究会報告書」の内容について

【会計基準に関する具体的検討事項】

○借入資本金

(1) 1年以内に返済期限が到来する債務を流動負債に計上することにより、流動負債の額が非常に大きくなる。この点、報告書は、健全化法の資金不足比率について「資金不足比率の算定上、企業債及び一般会計等借入金のうち翌年度に償還期限が到来するものの額は、その性質上、流動負債の額から控除する必要がある」としているが、

- ① 当該見直しによる資金不足の発生によって制限が課されることがないように導入されるべき。
- ② 第三者から貸借対照表が適正に評価してもらえるか、疑問がある。

(2) 固定負債から流動負債へ振り替える際の予算経理、特に借換債の発行があった場合などの処理が示されておらず不明である。

(3) 「一般会計の負担額の注記を行うことが適当」とあるが、

- ① 後年度一般会計が負担する部分についての注記に関しては、どのような算定方法で記載すべきか。
- ② 基準外繰入分の取扱いが煩雑になる。

○補助金等により取得した固定資産の償却制度等

(移行処理関係)

- (1) みなし償却を行っていない場合、現行の固定資産管理システムでは、各々の固定資産の財源内訳がないことから、既取得資産に係る補助金等の償却済額、未償却相当額、償却年数の把握が困難であり、実務上も大きな負担になる。
- (2) 資本剰余金に計上している過年度の補助金等の長期前受金や利益剰余金への振替えについて既取得資産のグルーピングによる総合償却計算を認めるようだが、水道事業についての具体的かつ簡便な方法を例示をあげて提示すべき。
- (3) 移行処理が困難と判断される場合は、従前の例によるとなっているが、具体的な判断基準はどうなっているか。

(システム関係等)

- (1) 固定資産の管理方法の抜本的見直しやシステムの大幅な改修など、検討・検証事項が非常に多く、円滑な新制度への移行には相当の準備期間を要するものと考えているが、移行の処理方法や移行後の事務などの考え方が、総務省から示されていないため問題点の整理ができず、具体的な検討ができない。
- (2) 償却資産に対する補助金等財源の管理、収益化額の計算等のため、システム開発・改修が必要である。
- (3) 今後、補助金等と償却資産を関連付けて管理するためには、工事ごとにシステムへ入力する必要があるなど、事務量が大幅に増加する。
- (4) 実施までに相当の準備期間が必要である。加えて、多額の資金が必要であり、国の支援が不可欠である。

(補助金の収益化による損益及び内部留保資金等への影響)

- (1) 単に、会計処理が変更となることに留まらず、施設更新財源の確保の問題、料金算定への影響、新制度移行に伴う剰余金の処分の問題など、経営上の影響が非常に大きく、検討事項が多岐にわたっている。
- (2) これまで補助金等により取得した固定資産については、全額を減価償却し、料金収入等により内部留保資金を確保してきた。しかし今後、減価償却見合い分が順次収益化されると、みか

け上収益が増加し収支が改善するが、当該収益は現金収入を伴わない収益であるため、それに対応する内部留保資金が確保されないこととなる。したがって、補助金等取得資産の減価償却見合い分の収益化により内部留保資金の確保が困難になることへの懸念と、みかけ上の収益の増加により経営の実態を示すことが困難になることの懸念を持っている。

- (3) これまで資本として認識していたものが今後は負債になり、すでに建設改良の財源として使用されている補助金等が利益処分の対象になるが、資金収支は何も変わらないのに損益ベースで収益増となる。料金収入の増加が期待できない一方で施設の維持更新費用の増加が見込まれる厳しい状況下で、現金収入を伴わないが損益ベースで増収になるというのは経営上の影響が大きい。

(その他)

- (1) 補助金のほかに、「工事負担金」「受贈財産評価額」「受益者負担金」の取扱いについて明示すべき。
- (2) 受益者負担金等が「長期前受金」の対象となる場合、償却資産との関連付けをどう考えればよいか。当該年度に収入した受益者負担金等は当該年度に取得した償却資産全体に案分するような形で関連付ければよいか。例えば当該年度に国庫補助金対象の石綿管更新事業を行なった場合、国庫補助金部分の長期前受金と受益者負担金等を案分した部分の長期前受金の合計がこの工事の長期前受金と考えればよいか。
- (3) 特定収入の長期前受金は、特定収入割合によって特定収入仮払消費税及び地方消費税と相殺するか否かが決まってくると考えられる。消費税の納税額計算ができないと、償却資産に関連付けた特定収入の長期前受金を固定資産管理システムに入力できず、決算に大幅な遅れを生じる可能性がある。
- (4) 長期前受金の収益化は有形固定資産の減価償却費と同様に間接法で処理すると考えてよいか。
- (5) 企業団に対しては、一般会計からの「出資金」を財源として水道事業会計から繰出し、貸借対照表に計上しているが、資本剰余金を収益化する

る場合の具体的な処理方法が不明である。

○引当金

(引当金の計上による財政収支の悪化)

- (1) 退職給付引当金の期末要支給額の計上義務化により、経過期間が15年であっても給与費の増加となり経営悪化の要因となる。
- (2) 今後、引当金として計上する場合、人事交流等の影響も含め一般会計との具体的な算出方法の検討等の課題が多い。
- (3) 今後、料金改定に関する議論を行う際に、状況は従前と実体的に変わらない中で職員の退職金を形式的に確保するため、当面のコストが上昇し、短期的な値上げ (値下げ幅圧縮) 要因が生じることについて、市民から強い疑問が呈されるものと思われる。
- (4) 経過措置については、職員が「公務員」であることを勧告し、企業会計におけるよりも長い期間を設けるべきであると考えられる。
- (5) 一括全額計上する場合、その年度欠損が生じることが考えられるので、欠損を資本部門で消せる仕掛けを国で検討して欲しい。

(資金管理関係)

- (1) 現在、引当金相当額の資金について、建設改良投資や運転資金に充てており、特定預金等で運用していない。今後も特定預金等で全額留保する義務はないと理解しているが、再度確認したい。また、特定預金等で留保していないことについて決算書に注記を要するか併せて確認したい。
- (2) 引当金相当額を積立預金としなければならない場合、留保資金として使用できないため、資金不足になることが考えられる。

(人事交流等による他会計との調整)

- (1) 工業用水道事業については、現行では水道事業会計に退職給与引当金を一括計上し、負担金形式で処理している。事業規模が小さな会計などについては、柔軟な対応を容認すべき。
- (2) 退職給付引当金の計上基準等について、一般会計等との人事交流を前提とした場合、在籍期間に応じて負担するための調整を実務的どのように実施するか。

(その他)

- (1) 年度末に引当必要額よりも多めに引当金が計上されている場合、どのような処理で引当必要額まで落とすのか。

○繰延資産

- (1) 企業債については今後負債に計上することとなるが、民間資金による企業債の発行差金の繰延処理が認められなくなることにより、残高管理が煩雑になる。発行差金の単年度費用処理など簡便な処理方法を容認すべき。
- (2) 水道料金収納システムの更新・開発については、事業法には繰延資産の計上が規定されていないものの、その費用は高額であり、発生時に費用処理すると損益に与える影響が大きい。明らかにその効果が次期以降に継続するものであり、繰延計上できるように法整備が必要かと考える。

○たな卸資産の価額

- (1) たな卸資産の帳簿価格が資産全体の0.1%にも満たない状況であることから、重要性の原則により時価評価を行わない取り扱いができないものか。
- (2) 短期間に消費される貯蔵品等、重要性が乏しく時価評価を行わないケースなど、水道事業についての具体例を提示すべき。
- (3) たな卸資産は配水管等が該当するが、当該たな卸資産は、特定の工事や緊急工事で用いるものがほとんどであり、価格の低下が収益性の低下に関連することはないと考えられる。よって、事務用消耗品と同様の時価評価になじむものではなく、時価法の対象外にすることが妥当である。また異形管などの特注品については、市場価格が形成されず、入札によって価格が決定されることから、価格の判断が困難であると考えられる。
- (4) 水道事業用地として不要となり、売却目的や賃貸目的に切り換えた土地の評価や取扱いについて具体的に提示すべき。
- (5) 貯蔵品会計における災害対策用等の長期貯蔵備品は、時価評価の対象として不適当と考える。
- (6) 仮に、時価評価が必要となると、水道管等の修繕材料を貯蔵品で管理しているが、種類・規格・数量とも多く、再評価の方法、頻度によっては管理が困難である。
- (7) たな卸資産に時価評価を導入するか否かによ

て貯蔵品管理システムの改良が必要かどうかが決まってくるので明確にして欲しい。

○減損会計

- (1) これまで地方公営企業においては、減損という概念がなく、いつ、どのような場合に実施するのか、水道事業における減損会計に係る会計基準の指針が明らかにすべき。
- (2) 水道事業の事業用固定資産は施設ごとに相互に連絡しあっているため、減損対象となる資産グルーピングには、実務上、困難が伴うと考えている。
- (3) 土地、水道施設（遊休施設を含む）などの事業資産の正味売却価額や将来の収益見込額の算定方法など、水道事業についての具体的な取扱いを提示すべき。
- (4) 固定資産が膨大であるため減損の認識・評価が困難である。また減損による損失の測定の基準を明確にできるかが課題である。
- (5) 公営企業型地方独立行政法人における減損会計では、事業用資産である土地も対象としており減損の兆候を判定することとなる。水道事業では、水源涵養のために多くの土地を保有しているが、これら事業用資産は水道事業がサービスを提供し続ける限り売却はあり得ないと考える。このような場合はどのように評価するのか。
- (6) 減損会計を導入すると、減損すべき資産の把握のため事務量や場合によっては経費が必要となることが懸念されるため、最小限度に止めて欲しい。
- (7) 報告書の『地方公営企業型独法における減損会計と同様の減損会計を導入する理由』によると、一般会計繰出金等については、営業キャッシュフローに算入すると記述があるが、繰出金の性質上、財務活動（企業債償還ベース）及び投資活動（4条分）として算入する場合もあることから、営業活動のみに算入するのでは、繰出基準とそぐわないこととなる。この点において公営企業独自の方法を導入する必要がある。

○リース取引に係る会計基準

- (1) 固定資産システムと財務会計システムの改修が必須となり、システム環境構築後には、十分な研修期間等が必要と考えており、具体的な基

準が早期に示されないと移行処理に遅れを生じる懸念を持っている。

- (2) 資産のうちリース資産が占める割合の小さな団体では、リース会計を設けてまで資産管理をするメリットはないのではないか。
- (3) リース資産の消費税の仕入控除年度は、リース資産計上年度になると考えているが、この場合仮払消費税は予算経理を伴わないため内部留保資金が発生し、新たな調整項目が必要になると推測している。
- (4) 資産計上年度について、予算と勘定の動きが合わないため、新たな予算項目が必要となると推測している。
- (5) 仕訳の処理は想像がつくが、予算の処理がまったく想像できない。
- (6) リース契約が終了した時点で、固定資産の除却のような仕訳処理が必要になってくるか。

○セグメント情報の開示

- (1) 水道事業においては、セグメントとして水源別、浄水場別などが想定されるが、収入や資産をセグメント別に管理してきていないため、過去に取得した固定資産のセグメントの整理やシステム開発等に相当の準備期間が必要となる。
- (2) 毎年の固定資産の取得、除却に関してセグメント別の整理を行う必要があるため、職員の確保が課題である。
- (3) 水系別をセグメント区分とした場合、水系間の相互連絡があると水系別損益計算は困難である。
- (4) 合併により統合となった地区には小規模な水系が多数存在するため、会計情報等を水系別のセグメントに細分化することは困難である。
- (5) 法17条の2第1項第1号の経費に係る事業をセグメントとして区分することとしているがこれだけでは導入効果は疑問である。
- (6) セグメント情報は、民間企業での発想であり、地方公営企業でどのように活用すべきなのかを示してほしい。
- (7) 明らかに事業内容が異なる場合は、さらに小さな単位でセグメントを作ることも検討の余地がある。
- (8) 具体的なセグメントの決定、セグメントの開

示項目にかかる数値の把握・公表が必要となり事務負担の増加が懸念される。

○キャッシュ・フロー計算書

- (1) 地方公営企業独特のひな形が提示されており、地方公営企業担当者としては分かりやすいが民間企業との比較等の視点では疑問がある。
- (2) 新たなシステムの構築が予想されることから、時間的余裕と負担経費の支援をお願いしたい。
- (3) 流動資産・流動負債収支を計算するときに、1年以内に返済期限が到来する企業債・リース債務を固定負債から流動負債に振替える金額を調整しなければ合わないのではないか。
- (4) 勘定科目については、各自治体で費目の捉え方が異なると考えられるので、弾力的な運用ができるのが望ましい。
- (5) 監査委員の例月検査では、現在、試算表及び資金予算表を以て検査を受検しているが、例月分の取扱い、必要書類の整理をする必要がある。

○勘定科目等の見直し

- (1) 現行システムの改良に伴う経費の負担が大きい。
- (2) 報告書 P58 「水道事業貸借対照表 (素案)」について

一時借入金 企業債振替予定一時借入金
未払金 企業債振替予定未払金
とはどのようなものか。

【会計変更に伴う経過措置等】

- (1) システム開発に対する財源措置とは具体的に何であるのか。
- (2) システムの開発又は大規模改修に時間を要することや、システム設計及び発注を外部に委託しなければいけないことから、早急に具体的な会計処理 (仕訳や予算執行例) を確定すべき。
- (3) システムの再構築は時間がかかるため、国の財政支援の内容が明らかになる前に、準備や調査、検討のための必要経費が発生する。支援内容を定める際、このような費用についても配慮をお願いしたい。
- (4) 制度改正後当初は、旧会計制度に基づく前年度の決算処理を行っているため、現会計システムと平行して新たなシステムを構築していく必要がある時間的、経済的に負担が大きい。

(5) 固定資産の整理区分の見直し、勘定科目見直しに伴う諸帳票類の様式等の検討と諸課題が山積するものと思われる。

- (6) 2～3年の経過措置を考えているようだが、システム改修等の業務量を考えるとかなり厳しい。
- (7) 部分的な、段階的な施行も検討して欲しい。
- (8) 職員研修を行う際には、システムがほぼ完成してから行う必要があること等から、十分な移行期間が必要である。
- (9) 職員研修に伴う財政措置について配慮して欲しい。

【資本制度】

○法定積立金等の積立義務廃止

- (1) 利益の処分・資本剰余金の処分について条例化することは、経営の柔軟性を考慮すると慎重な検討が必要である。
- (2) 条例化には、同一地方公共団体の他公営企業と、地方公共団体としての基本的な理念を同一基盤に考える必要があり、例えば、経営事情が異なる下水道事業・交通事業等とのバランスをも考慮すると、条例化は非常に困難であると考えている。
- (3) 設備投資の多くを借入金に頼る地方公営企業の現状において、その早期の返済は経営基盤の安定化のために必須のものであると考えている。現行の法定積立金である減債積立金の制度は、法律により借入金の早期の返済を義務付けたものであると考えられるが、その義務付けを廃止することは、地方公営企業の経営基盤を損なう恐れがあるのではないか。
- (4) 「②経営判断により、資本剰余金、利益剰余金を資本金に組み入れることができることとし、現行の資本組入れ制度は廃止。また、資本剰余金の処分制限は廃止。」とあるが、現行の資本組入れ制度を廃止した場合、積立金の現金を財源として建設改良費の支出を行った後、現金の無くなった積立金はどのような処理をすることになるか。
- (5) 仮に、改正法が成立して平成23年4月1日施行となった場合、22年度決算又は23年度決算のいずれからの適用となるのか不明である。

○その他

- (1) 資本の維持・造成方針について、具体的にいつから、どのような形で条例化していくか不明である。
- (2) 仮に、平成22年度決算から利益処分等の適用を目指すのであれば、各事業体が条例化の準備作業に入れるよう、早急に国が具体的な条例案(ひな形)等を提示すべき。
- (3) 『経営判断により』とあるが、どのような場合に資本金に組み入れるのか、具体的事例を示すべき。

【財務適用範囲の拡大等】

- (1) 国の方針に合わせ、平成29年度に簡易水道事業の全てを上水道事業に統合する。10年間程度の移行期間を認めてほしい。
- (2) 今後、簡易水道事業を水道事業に統合するに当たって、財務適用と統合作業が重複し二度手間が生じることを防ぐための措置が必要であると考え。

【その他検討事項】

○地方公営企業の設置等条例

- (1) 条例により定める項目としては、『一般会計等との経費負担』と『資本の維持造成に関する事項』があるが、いずれの場合も、条例制定にあたっては、市長部局のみならず議会等の理解が不可欠である。
- (2) 地方公営企業の設置等条例について、同一地方公共団体の全ての公営事業に関して規定している場合、庁内における十分な検討が必要であると考えている。
- (3) 国は早急に考え方や条文案等のひな形を提示すべき。
- (4) 基準外の繰入分については、それぞれの対象項目毎の経緯や考え方で繰入を行っているため統一化した形で明文化することが困難である。
- (5) 基準内の繰出金であっても、一般会計の財政状況によっては、必ずしも基準どおりに行なわれておらず、弾力的な運用ケースもある。条例で明確にルール化する際の議会への説明(繰出基準どおりであれば問題ないが)、また、ルール変更する場合の条例改正手続き(議会説明)など、現実面での課題を大きいのではないか。

- (6) 一般会計の負担ルールは、自治体内部での負担割合を定めるものであるため、条例でなく、規則等で定めることが適切と思われる。
- (7) 条例化は、負担ルールの見直しにより頻繁に改正する必要があることや、事業運営の機動性確保の観点からも課題がある。
- (8) 「地方公営企業繰出金について(通知)」における繰出金の位置づけが明確化されないと一般会計が負担に応じない(条例化できない)可能性がある。
- (9) 一般会計との経費の負担区分について、現行の繰出基準がなくなると、地方公共団体ごとの財政状況などの諸事情により、経費の負担区分に一定のルールがなくなってしまうのではないか。
- (10) 「地方公営企業繰出金について(通知)」における繰出金を、地公企法第17条の2に規定する一般会計等で負担すべき経費として施行令で位置づけるなど具体化すべきである。
- (11) 「資本の維持造成に関する事項」の条例化に当たっては、料金と更新財源等との関係が市民に理解されにくい(料金収入による収益的収支での黒字を利益処分して初めて資本的収支での更新財源として活用できる)ため、資産維持費の資本的収支での直接収入や、資本造成費(現金支出を伴わない費用)の収益的支出への計上などについて、制度化を検討する議論が行われるべきであると考え。

○その他

- (1) 制度見直しに伴い財務会計システムの改修を必要とする場合に、「どの項目をいつまでに改修する必要がある」といった情報が必要になる。

【新会計基準に基づく財政分析】

- (1) 1年以内に償還する企業債を流動負債に計上する場合、健全化法の資金不足比率への影響に関して報告書は「資金不足比率の算定上、企業債及び一般会計等借入金のうち翌年度に償還期限が到来するものの額は、その性質上、流動負債の額から控除する必要がある」としており、必ず控除すべき。

2. 報告書の内容を受けて、貴事業体において、事前に準備していること等

- (1) 財務会計システム・固定資産管理システムは、現在示されている概要から想定できる範囲において、改修に向けた準備を進めている。
同一地方公共団体の他公営企業（交通・下水）とは、事務レベルでの意見交換、情報収集を行っているが、新制度の詳細が現時点で不明であり、具体的な準備は、総務省から詳細が示されてからならざるを得ないと考えている。
- (2) 情報共有、課題整理、局内への周知等を図るため、平成22年7月に経理課内に検討プロジェクトを設置した。
- (3) システムの再構築に向け、システム会社が主催する講演会への参加、各種会計システムのデモンストレーションを受けるなどし、情報収集を行なっている。
- (4) 担当職員の新会計制度に対する理解と習熟が必要であり、早期に研修等の機会を設けてもらいたい。
- (5) 実務レベルの詳細が公表されていないため具体的な対応には至っておらず、公表されている範囲での、主に貸借対照表、損益計算書への影響額の把握に努めているところである。また、みなし償却制度の廃止に関しては、制度採用以前や対象としていない補助金等をもって取得した資産との対応関係について、今後整理を行う予定である。
- (6) 過去の決算の修正に伴う事務が過大にならないように配慮して欲しい。
- (7) 当局では、公営企業会計のパッケージソフトを改造し、財務会計システムを導入している。当該受託業者からは、パッケージソフト自体の変更は不要である旨回答を得ているが、新会計制度への移行に際し、その具体的な対処方法や運用方法等について説明を求めている。
- (8) システムの予算・勘定科目の大幅な見直しや、条例・規程改正等の業務発生が見込まれ、現行の組織体制では対応が困難ではないかと考えている。